

知っ得

情報ボックス

農地の形質変更は「届け出」が必要です

農地を盛土または削土などにより形質を変更した場合、周辺の農地や水路に悪影響を与えてしまう事例が発生しています。後でトラブルにならないよう事前に農業委員会に「農地形質変更届書」と添付書類を提出してください。また、最近では農地に住宅や車庫などの無断転用が発生しております。無断転用者には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。詳しくは農業委員会が担当地区の農業委員にお尋ねください。

◎問い合わせ先

長島町農業委員会
☎(86) 1111

秋の全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)までの一週間にわたり、秋の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生防止と高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

空気が乾燥し風の強い日が多くなりますので、火の取扱いには十分注意し火災予防に心がけましょう。

◎住宅防火いのちを守る7つのポイント

・3つの習慣

①寝たばこは、絶対にやめる。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○平成23年度全国統一防火標語「消したはず 決めつけないで もう一度」

◎問い合わせ先

阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86) 0119

12月4日から10日までは「人権週間」です

人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたもので、本年度63周年を迎え、全国各地で人権に関する各種の啓発活動が実施されます。本県でも、この期間中、テレビ、ラジオスポットによる啓発

送や鹿児島市のデパート「山形屋」において人権に関するポスターコンクール入賞作品展の開催など、さまざまな人権啓発活動を集中的に実施します。この機会に、皆さまも身近なことから人権について考えてみませんか。

◎問い合わせ先

県庁人権同和対策課
☎099(286) 2574

必ずチェック最低賃金

10月29日(土)から、鹿児島県の最低賃金が「時間額647円」に改正されました。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。使用者は、最低賃金額を労働者に周知し、その金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※精皆勤・通勤・家族・時間外労働などの手当、賞与などは最低賃金に算入されません。

※別に定める特定最低賃金もありません。

◎問い合わせ先

鹿児島労働局
☎099(223) 8278

「お口元気歯ッピー検診」を受けて、元氣生き生き

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、平成22年度に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となられたかたを対象に口腔検診を実施しています。いつまでも元気で生き生きと過ごせるよう、口腔検診を受けてお口から健康になりましょう。

○検診期限

12月31日(土)

○対象者

平成22年度に、当該市町村の区域内に居住する75歳に到達した後期高齢者医療の被保険者を対象とする(昭和10年4月1日〜昭和11年3月31日生まれの被保険者。当広域連合から受診券等必要書類を受領されているかた)。

○実施機関

お近くの歯科医療機関に、お尋ねください。(長島町では児島歯科で検診できます。)

○検診料

無料

○検診内容

・問診
歯周疾患に関連する自覚症状の有無を聴取。